

(特定解体工事発注者用)

# 設置機器事前確認書

(フロン排出抑制法に規定する第一種特定製品設置に関する確認結果説明書①)

書面の交付年月日 年 月 日

(特定解体工事発注者)

氏名又は名称

住所 〒

(特定解体工事元請業者)

氏名又は名称

住所 〒

特定解体工事責任者氏名：

印

電話番号： — —

「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」第42条の規定により、下記の建築物等における第一種特定製品の設置の有無について確認を行った結果について、下記のとおり説明します。

記

特定解体工事の名称	
特定解体工事の場所	

第一種特定製品の設置の有無	
<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし
「あり」の場合その種類と台数	「なし」の理由（該当するものに <input checked="" type="checkbox"/> 印）
エアコンディショナー	<input type="checkbox"/> ①対象機器の設置は元々なし
冷蔵機器及び冷凍機器	<input type="checkbox"/> ②対象機器は廃棄済みである
台	<input type="checkbox"/> ③対象機器はフロン回収済みである
	<input type="checkbox"/> ④家庭用機器のみである（家電リサイクル法で処理）
	<input type="checkbox"/> ⑤その他（具体的にその理由を明記下さい）

特定工事発注者の皆様へ

※「あり」の場合は、都道府県知事の登録を受けた第一種フロン類充填回収業者にフロン類回収を依頼する必要があります。

※フロン類回収を委託する場合は、別に定める書面（委託確認書）を交付する必要があります。

※本書の詳細調査を必要とする場合は、第一種フロン類充填回収業者・回収関係機関にご相談下さい。

※表紙の裏側に、設置されている機器の詳細を説明しております。

フロン類を回収せずに放出すると、法律に基づき罰せられます。

(下線の項目は法律・省令で定められた記載項目です。)

様式については「(財)日本冷媒・環境保全機構(JRECO)」のホームページからダウンロードできます。 [www.jreco.or.jp](http://www.jreco.or.jp)

(特定解体工事元請業者控)

# 設置機器事前確認書

(フロン排出抑制法に規定する第一種特定製品設置に関する確認結果説明書①)

書面の交付年月日 年 月 日

(特定解体工事発注者)

氏名又は名称

住所 〒

(特定解体工事元請業者)

氏名又は名称

住所 〒

特定解体工事責任者氏名：

印

電話番号： — —

「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」第42条の規定により、下記の建築物等における第一種特定製品の設置の有無について確認を行った結果について、下記のとおり説明します。

記

特定解体工事の名称	
特定解体工事の場所	

第一種特定製品の設置の有無	
<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし
「あり」の場合その種類と台数	「なし」の理由（該当するものに <input checked="" type="checkbox"/> 印）
エアコンディショナー	<input type="checkbox"/> ①対象機器の設置は元々なし
冷蔵機器及び冷凍機器	<input type="checkbox"/> ②対象機器は廃棄済みである
台	<input type="checkbox"/> ③対象機器はフロン回収済みである
	<input type="checkbox"/> ④家庭用機器のみである（家電リサイクル法で処理）
	<input type="checkbox"/> ⑤その他（具体的にその理由を明記下さい）

特定工事発注者の皆様へ

※「あり」の場合は、都道府県知事の登録を受けた第一種フロン類充填回収業者にフロン類回収を依頼する必要があります。

※フロン類回収を委託する場合は、別に定める書面（委託確認書）を交付する必要があります。

※本書の詳細調査を必要とする場合は、第一種フロン類充填回収業者・回収関係機関にご相談下さい。

※表紙の裏側に、設置されている機器の詳細を説明しております。

フロン類を回収せずに放出すると、法律に基づき罰せられます。

(下線の項目は法律・省令で定められた記載項目です。)

様式については「(財)日本冷媒・環境保全機構(JRECO)」のホームページからダウンロードできます。 [www.jreco.or.jp](http://www.jreco.or.jp)